

日・EU ビジネス・ラウンドテーブル

日・EU 両政府への提言

【仮訳】

2019年5月15日 ブリュッセル

ワーキング・パーティ 1

貿易、投資と規制協力、金融サービス、会計と税制

ワーキング・パーティ・リーダー：

共同議長

欧州ビジネス協会（EBC）

会長

ミハエル・ムロチェク

共同副議長

BUSINESS EUROPE

事務局長

マーカス・ベイレール

共同議長

日産自動車株式会社

専務執行役員／チーフサステナビ

リティオフィサー

川口均

共同副議長

地球産業文化研究所

顧問

福川伸次

略語一覧

略語	意味
AEOs	認定事業者
APA	事前確認制度
ATP	技術的進歩への適応化
BEPS	税源浸食と利益移転
BPR	バイオサイド規制
CAA	消費者庁
CbCR	国別報告
CCCTB	共通連結法人税課税標準
CE	欧州基準適合
CLP	分類表示包装
CMR	発がん性、変異毒性または生殖毒性
CoRAP	共同体ローリング行動計画
DDA	ドーハ開発アジェンダ
ECHA	欧州化学物質庁
EIOPA	欧州保険年金監督機構
EN	欧州規格
EP	欧州議会
EPA	経済連携協定
EU	欧州連合
FDI	海外直接投資
FSA	金融庁
FTA	自由貿易協定
FTT	金融取引税
G8	主要 8 か国
G20	主要 20 か国・地域
GATS	サービスの貿易に関する一般協定
GDP	国民総生産
GHS	化学品の分類および表示に関する世界調和システム
GoJ	日本政府
GPA	政府調達に関する協定
GPS	世界製品戦略
HSE	健康・安全・環境
ICTs	企業内転勤者
IEC	国際電気標準会議
IPM	インターフェース・パブリック・メンバーズ
ISO	国際標準化機構
JAS	日本農林規格
JELMA	一般社団法人日本照明工業会
JET	財団法人電気安全環境研究所

JETRO	日本貿易振興会
JIS	日本工業規格
JR	ジェイアール
KPIs	重要業績評価指標
LED	発光ダイオード
LoA	利用状
MAFF	農林水産省
METI	経済産業省
NTM	非関税措置
NOL	純営業損失
OECD	経済協力開発機構
OR	唯一の代理人
PPPR	植物保護製品規制
PSE	電気用品安全法
R&D	研究開発
REACH	欧州化学品規制（化学物質の登録、評価、許可、制限）
RoHS	欧州特定有害物質使用制限指令
SDS	安全データシート
SIEF	物質情報交換フォーラム
SMEs	中小企業
SVHC	高懸念物質
UNECE	国際連合欧州経済委員会
VAT	付加価値税
WCO	世界税関機構
WHO	世界保健機関
WTO	世界貿易機関
WP	ワーキング・パーティ

序文

日本はEUにとって第6位の貿易相手国であり、EUは日本にとって第3位の貿易相手地域である。既に非常に重要なこの貿易関係は上向きの可能性を大いに秘めており、日・EU 経済連携協定（EPA）の恩恵は互いの国内・域内市場で現在事業を展開している多くの日欧企業のみならず、協定により創られる新たな機会に関心を持つすべての企業に及ぶ。ワーキング・パーティ 1 メンバーは、協定の実施により、本報告書およびこれまでの報告に反映されている日欧企業が抱える具体的な懸念に応えるものでなければならないという点を強調する。問題は山積しているため、BRTは、必要な進展を実現するよう日・EU 両政府に要請する。公正で競争的な事業環境を確保するために多くの改革が必要である。これらは、ワーキング・パーティ 1 メンバーの日欧市場における実務的経験から特定されている。本報告書では、以下の主要な課題に対し具体的な提言を行う。

- 共通の規制環境の構築、規制の相互承認、基準、市場での販売許可に対する可能な限りの国際標準の採用及び規制協力の推進
- 不必要な障壁と煩雑な手続きの撤廃
- 国内外のすべての企業の公正な競争および平等な待遇の保証
- サービス分野におけるより公正でオープンな競争の確保
- 海外直接投資の条件の改善

そして、最後に、

- 新たな管理上の負担のない BEPS（税源浸食と利益移転）行動の実施を含む、より簡素で負担が軽く合理的な税制の追究

以下の本文中における優先課題の表記については、星印 1 つ (*) は「重要な」提言を示す。（例：WP 1/ # 01* / EJ to EJ）

欧州と日本両産業界からの提言

WP-1 / # 01* / EJ to EJ EPA 後の日・EU 経済関係の強化

BRT は、日・EU EPA の早期発効を実現させたことについて、欧州委員会およびその加盟国、ならびに日本政府の双方を称える。BRT は同時に、協定の効果を最大限に引き出すと同時に、協定を土台としてシナジー効果の恩恵を受けるためにできることが他にもあるという点を強調したいと考える。よって BRT は以下の事項を提言する。

規制協力を強化する

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- 規制協力、調和および国際規制および試験手順の相互認定の追求により、障害のない EU と日本の自由貿易に向けて引き続きさらに努力する。

BRT は以下のように考えている。

- 規制協力は、EU と日本が率先して世界標準と規制を設定する上で役立つ。また、企業だけでなく、経済と社会全体にも貢献する。
- より活発な貿易およびさらなる経済統合は、保護主義の広がりに対抗する力としても働く。

特に中小企業による日・EU EPA の活用を促進する

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- 特に中小企業が協定を活用しやすいように重点的に配慮する。
- そのメリット、ならびにメリットと優先的取扱いの活用の仕方を産業界に積極的に周知する。
- 特に、原産地規則および原産国証明に必要な書類に関する情報を共同で発信する。

BRT は以下のように考えている。

- 中小企業は、EU と日本の双方の経済にとって重要かつ不可欠な部分である。同時に、中小企業はリソースが欠如しているため、複雑な制度の活用が困難な傾向にある。EU と日本の貿易がその潜在性を最大限に開花させるためには、中小企業を参加させることが必要である。
- 原産地規則に関して各国政府が異なる取扱いをすれば、協定の利用率に悪影響が生じるだろう。よって、当局が取扱いの格差を最小化することが不可欠である。

第三国における共同投資

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- EU と日本の産業界による第三国での共同投資を引き続き支援する。

BRT は以下のように考えている。

- これは、投資によって生活水準を劇的に押し上げることができる発展途上国において特に重要である。
- EU と日本が競争力を維持するためにグローバルなプレゼンスを持ち続けることがさらに重要である。

英国の EU 離脱の影響を最小化

BRT は EU ・ 英国両政府に以下の点を求める。

- 関税ゼロや有効な規制調整及び EU ・ 英国間の最小限の通関手続きなど摩擦のない貿易を含む、物品の取引、サービス、投資、全てにわたる広範で深い経済パートナーシップを通して自由で公平な貿易を守り推進するために連携する。
- 自由な投資、円滑なサービスと金融取引、規制・規格の調和、必要な技能を備えた労働力へのアクセスを含め、好ましいビジネス環境を維持／回復する。

BRT は日本政府に対し以下の点を求める。

- 英国の EU 離脱が確認され次第、日英の自由貿易を実現させるため、英国との間で可及的速やかに合意を得る。

BRT は以下のように考えている。

- 英国の EU 離脱は EU、日本、英国にそれぞれ影響を与えるだけでなく、EU と日本の関係にも影響する。
- グローバルな規模で、産業界全般の広範な懸念に対応するためには、EU ・ 英国の今後の関係についての明確な指標と十分な移行期間が必要である。
- EU、日本、英国の間の公平で自由な貿易はビジネス活動に資するだけでなく、消費者や社会全般の福利を含めて広範な協力や相互利益につながる。その上、継続的に、ルールに基づいた国際秩序や法の支配及び民主主義も促進する。

WP-1 / # 02* / EJ to EJ 意欲的な多国間貿易アジェンダのための提案、ブエノスアイレスにおける WTO 閣僚会合を受けて

世界における保護主義圧力の高まり、貿易を歪める方法の蔓延を受け、EU 及び日本は、他の WTO 加盟国とともに多角的貿易体制の守護者として、WTO を核とする体制を守るべきであり、世界貿易の秩序を維持し、さらなる自由化を推進する公正なルールの礎としての WTO 協定の価値観を守らなければならない。このため、

WTO 及びその加盟国は、貿易及びグローバル化に対して表明された懸念を考慮に入れるとともに、多国間の貿易体制の関連性を確保し、現下の課題により良く対応するよう更新していく。

BRT は、EU 及び日本に対し、下記を求める：

- グローバルなバリューチェーンのより一層の裨益を図るという WTO の交渉の根幹は強化されるべきである。この点において、EU 及び日本は中心的な役割を果たすべきである。
- WTO 施行の中心である WTO 上級委員会の適正な機能を保護する。新判事任命における現在の膠着状態は、本年の末にも組織機能マヒのリスクがあることを意味し、有効な紛争解決の可能性を損なうほか、貿易問題修復の試みにおいて、WTO 加盟国による WTO の規則超越行動を奨励することを意味する。
- 他の WTO 加盟国と協力し、グローバルなバリューチェーンを円滑に機能させるために不可欠な更なる項目について探究する。これには、例えば、産業向け補助金、輸出規制の緩和、投資（円滑化）および競争の項目が含まれる。
- 多国間の交渉を再度活発化させ、サービス貿易協定(TiSA)を前進させるべく交渉のモメンタムを構築する、またはこれに代わり、サービス分野における自由化達成に向けた他の方法を探求する。
- 2015 年 12 月の合意通り、情報技術協定(ITA)の対象品目・参加加盟国及び地域の更なる拡大に向けた議論を主導する。

BRT は下記を確信する：

- 76 の WTO 加盟国による e-コマースに関する合意に向けた交渉開始は、ルール策定の核である WTO を正しい方向に向ける重要な第一歩であり、BRT は、意欲的かつ包括的な成果を求める。
- WTO の対象となる物品及びサービスの世界的な自由貿易を実現することが重要である。これには、実際に効果を与え、バリューチェーンのグローバル化を考慮に入れるべく、バリューチェーン全体の物品を含めるべきである。自由化には、物品と部門との間で不公平な差別をしない限りにおいて、環境物品を含めるべきである。
- 2020 年 6 月 8-11 日にカザフスタンで開催される次回の WTO 閣僚会議においては、非農業市場アクセス(NAMA)、農業、非関税障壁(NTBs)及び輸出補助金など、他の議題項目に関する交渉においても更なる進展を達成すべきである。

WP-1 / # 03* / EJ to EJ 国際規格の適用と規制協力の強化

規制協力は、日欧両経済圏が経済的に繁栄するための鍵になると BRT は考えている。今年 2 月に日・EU EPA が無事締結されたことを考えると、EU と日本がシームレスなビジネス環境を形成し、最終的にこのような協力関係を他の二国間・多国間関係にも広げるためには、新規制が協定に基づく市場アクセスの便益を帳消しにしたり

損なったりせず、二者間貿易に新たな障壁をもたらさないことを保証するだけでなく、両経済圏の規制協力をさらに拡大・強化することがますます重要になるだろう。

総括的提言

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- EPA を土台として規則・規制・規格の調和をともに目指す。この点に関して EPA が非常に大きな成功をもたらしたことは間違いないが、EPA が取り扱っていない分野、ならびに新たな分野およびテクノロジーに対応するための活動を継続しなければならないと BRT は考える
- 双方の現行および今後の規制について理解を深める。
- 国際規格が作成されていない場合、それが可能かつ妥当であれば、機能的に同等の要求事項に基づいて承認された製品の輸入・販売・使用の相互承認を受け入れる。
- 無意識のうちに貿易と投資への障壁を生じるおそれのある政策が取られることを防ぐため、新しい規制動向が内外のビジネスに与える影響を調査する。
- 規制および規格の調和に関して、産業界との密接な対話を実現させる。

BRT は以下のように考えている。

- EPA は規制協力の完璧な土台を形成するが、この機運を維持するためにはさらなる努力が必要である。
- 執行可能な規制の調和を実現させるためには、交渉中と同じようなものの考え方が必要である。
- 継続的な対話が必要だが、成果なき対話を避けるため、明確な目標を定める。

1. 共通の化学物質規制の設定

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- 規制物質の共通リスト、データの評価・共有に対する共通のアプローチ、および危険有害性分類を確立する。
- 全面的承認への第一歩として、EU と日本のいずれかで実施された試験結果を他方で実施されたものとして認定するシステムを確立する。

BRT は以下のように考えている。

- EPA が優れた土台を提供し、有機化学品の生物分解性に関して進展が見られた。しかしながら、2 つのシステムを調和または相互承認するためには、さらなる努力が必要である。
- 共通の規制環境は、コスト軽減を通じて産業界に恩恵をもたらすだけでなく、価格の低下や一貫した保護を通じてユーザーと消費者にも恩恵をもたらす。

2. 共通の資源効率政策の策定

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 適正なインセンティブ、標準化された試験法、基準、およびEUと日本の環境製品宣言の共通形式を用いて資源・エネルギー効率の概念を広め、これらの政策が国際的に共有されるように互いに協力する。規制の調和を追求すべき分野は、材料リサイクルおよびエネルギー回収の分野である。EUと日本の経済がサーキュラー・エコノミーになるためには、双方にとって不可欠な分野である。
- エネルギー効率規制、関連するラベル表示に関する規則、および環境・炭素フットプリント・スキームの国際的調和を推進するために多国間レベルで協力する。

BRTは以下のように考えている。

- エネルギー・環境関連問題の多くを解決するためには、共通のアプローチを取るしかない。よって、EUと日本がISOとIECのレベルで、この分野におけるリーダーシップを発揮することが重要である。

3. AEOのメリットの拡大

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 認定事業者（AEO）により具体的なメリットを提供するために、さらなる規制協力の導入を目指す。
- 企業の事務的負担を増やすことなく、実質的な利点を導入することに注力する。輸入における更なる自由と簡素化、および責任が企業に与えられる。

BRTは以下のように考えている。

- 各出荷物を適正に追跡する能力があることを示せるという点で企業にメリットのある、より円滑な物流システムが必要である。
- これは、違法な出荷に重点を置き、トレーサビリティの点で能力が低い企業を支援できるという意味で当局にとっても有益である。

4. UN規則の採用と自動車分野における規制協力の推進

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 自動車規制の世界調和のためのフォーラムとして、国際連合欧州経済委員会（UNECE）と引き続き協力し、活動を促進する。
- さらに、相互承認の恩恵を拡大することにより、欧州と日本の双方の自動車輸出に関し、規制遵守の負担を軽減するための国連基準の採択を加速させる。
- 電気、クリーンディーゼル、ハイブリッド、燃料電池車、自動運転技術、協調型運転技術等、環境に優しい、安全な自動車技術の円滑な市場導入が促されるように、国際的調和が図られた技術要求事項および試験手順の確立に向けて協力する。

BRTは以下のように考えている。

- 共通の規制枠組みは、調和が重要であり、UNECE が適切な討論の場であるという強いシグナルを諸外国に送ることになるだろう。

WP-1 / # 04 / EJ to EJ 社会保険料の二重払いの回避

BRTは、日本とEU加盟13か国の間で社会保障協定が結ばれたことを歓迎する。日本とEU加盟数か国との間で交渉または事前協議が進められている。

BRTはEU加盟国および日本に以下の点を求める。

- 年金保険料の二重納付が不要になるように二国間協定を速やかに締結する。
- 中間的措置として、被雇用者および雇用者の年金保険料を免除するか、または本人が国を離れる際に本人と雇用者の両方に納付済み保険料を還付する規則を導入する。

BRTは以下のように考えている。

- 労働力のモビリティが高まったことに伴い、企業がグローバルな規模で異動と採用を行う必要性も高まるだろう。

WP-1 / # 05* / EJ to EJ BEPS 行動計画およびその他税制問題に対する提言

BRTは、国際的に公平な課税枠組みおよび公平な競争の場の形成を支持する。BRTは同時に、税制はできる限り単純であるべきであり、企業に過度な事務的負担をかけるべきでないと考えます。

BEPS 行動計画

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- BEPS 行動の実施が、企業の事務的負担を増やすことのないよう保証する。
- OECD が提案するプロトコルに従って、多国籍企業の子会社ではなく、多国籍企業の最終親会社のみに関別報告 (CbCR) の提出を求める。
- 二国間および多国間事前確認制度の締結促進を目指す。
- 公開 CbCR に関する欧州委員会の提案を実施しない。この提案は納税者に関する情報の秘密保持に違反しているからである。
- BEPS 行動 13 が求めるように、納税者に関する情報の秘密を保持する。

- 恒久的施設（PE）に関して、金融サービス業界が広く行っているグローバル・トレーディング・ビジネスモデルに特に注意を払う。欧州諸国の税務当局は、グローバル・トレーディング・ビジネスのもとでオフショア・ブッキング・エンティティに取引を計上するトレーダーは従属代理人の資格を満たすべきとの判断に基づき、租税査定を行う前に PE に最大限の注意を払う。
- BEPS 行動 13 および行動 7 との関連の有無を問わず、新しい課税規則を実施する前に、他の地域の実施要件に最大限の注意を払う。
- 法令を遵守している納税者に無用の不安を与えない。また、2013 年に OECD/G20 各国が合意した通り、意図せぬ二重課税を防止する。

その他の税金問題

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- 所定の時間枠の中で、条約に関わる紛争の解決を保証するためのメカニズムとして、日本および EU 加盟 13 か国（オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポーランド、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国）を含む 20 か国が締結を約束した二国間租税条約において、強制力・拘束力のある相互協議事案仲裁に EU 全加盟国および日本を含める。
- 成長とイノベーションにつながり、遵守する側の企業と執行する側の税務当局の双方の時間とコストを軽減する、より単純で、負担の軽い、理に適った税制を目指す。
- 税、人的資源およびインフラに関して健全な競争を促進する。これは、投資を誘致する上で決定的な要因である。
- ロイヤルティ、利息および配当の支払いが、できる限り広範囲に源泉徴収税を免除されるよう保証するため、二重課税をなくし、EU 加盟国と日本との間の租税条約を近代化する。

WP-1 / # 06* / EJ to EJ 原産地規則に関する提言

日・EU EPA の発効に伴い、原産地規則が重要な役割を果たすようになる。生産者が協定によって与えられた特恵を受けるためには、生産物に関してこれらの規則を満たさなければならない。

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- 原産地規則の観点から協定をどう活用するかについてのハンドブックを共同で発行する。

- 原産地証明に特に注意を払う。その生産物が協定の与える特惠待遇を受けられるかどうかは最終的に原産地証明によって決定されるからである。
- 輸出業者が発行した原産地申告書を裏付けるために何が必要かを共同で明確化する。また、輸入業者はどの時点で原産地を証明するのかを明確にする。
- 原産地確認調査において、輸出業者から輸入国の通関当局に機密情報が渡る可能性について企業が表明した懸念事項に対処する。

BRTは以下のように考えている。

- 輸出業者が発行する原産地申告書および輸入業者が作成する同等の書類の両方の取扱いに関して明確性および詳細情報が欠けていることが懸念される。特に、輸入申告の際に追加的な付属書類が必要か否か明確でない。

最終的に全てを網羅する情報を提示することが困難であることをBRTは十分に理解しているが、参考的な事例が示されれば、EPAの利用率向上に役立つだろう。

WP-1 / # 07* / EJ to E 金融取引税に関する提言

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 特に金融取引量の減少と流動性の低下に関し、金融取引税の悪影響を最小限に抑える。
- 資金調達コストが増えないように、また合法的なヘッジング活動が妨げられないように十分な注意を払う。
- EUにおいて資本市場を発展させ、統合するために、一つの調和税制における取引の範囲、課税国、税率に関する継続的協議を慎重に検討する。

BRTは以下のように考えている。

- 明確かつ透明な規制が問題なのではないが、金融取引税は市場の流動性を低下させるおそれがある。これは金融機関だけでなく、企業や消費者にも悪影響を与えるだろう。

日本に対する欧州産業界からの提言

WP-1 / # 08* / E to J 基準・製品認証の調和と相互承認。国際規格の可能な限りの受入れ

産業界は今なお、国際規格または国際規制と調和しない規格および製品認証に直面している。さらに、欧州規格（EN）や国際標準化機構（ISO）規格に準拠して発行されたものであるにもかかわらず、海外の承認の中には日本の当局によって認められていないものがある。これによって画期的な新製品の市場への導入に遅れが生じ、輸入コストも上昇する。BRTは、消費者の健康と安全を守る必要性は尊重しつつ、日本政府に対し、基準・認証手続きの整合化、製品認証の相互承認、調和された基準が存在しない分野における機能的に同等な要件に基づき承認された製品の輸入・販売・使用の相互承認を推進することを要請する。BRTは、日本政府に対して以下の事項に特に重点を置くよう提言する。

自動車

原則としてEPA合意は、「日本およびEUの双方が、製品の安全性および環境の保護に関して同じ国際規格で完全な調和を図ること」を保証する。「これは、欧州の自動車にはEUと日本において同じ要求事項が適用され、日本への輸出に際して再度の試験および認証が不要であることを意味する」

しかしながら、この分野においては協定の理想と現実の間に大きな乖離が見られる。その原因は、最長7年間にわたる移行期間、いくつかの適用除外、および一部分野における特殊規定である。概して、協定は現状を大きく改善するに至っていない。

協定の現行規定のもとでは、改善は漸進的でありスローペースになるおそれがある。特に排出／燃費という重要な分野において、この食い違いが続くことが予想される。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 移行期間を短縮する。
- 現在、協定で取り扱われていない分野においてさらなる調査を促進する。
- 特に排気／燃費の分野で、EPAの意図した通り、車両を日本に輸出する際に、再度テストや認証を受ける必要がないことを保証することを含め、EU認証の承認を任意から必須条件に変更する。
- 自動車ワーキング・グループを活用し、意図された変化の加速と調和に向けた取り組みの拡大を通じてこの分野におけるメリットを高める。

鉄道

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 適合性評価のための国家システムの導入に力を入れ、試験および認証の相互承認を促進する。あらゆる鉄道関連セクターの内外企業を含む、日本政府主導のワーキンググループを設立すべきだと BRT は考える。
- 日本の事業者が必要とする規格および試験が透明な形で伝達され、欧州のサプライヤーがこれらの要求事項を満たし、これを超えることができるように、さらなる配慮を払う。

BRTは以下のように考えている。

- 国家の試験スキームはサプライヤーのコスト削減につながると同時に、当局もまた、鉄道関連会社が適正な安全要求事項を満たしていることを確認しやすくなる。

加工食品

EPAは関税引下げを提案しているが、企業の規制環境には未だに変化がない。これは、往々にして日本特有の要求事項を満たすために、企業が膨大なリソースと資金を費やさなければならないことを意味する。

BRTは日本に対し、以下の点について欧州政府と協力するよう求める。

- 欧州の承認および試験方式を承認する。
- 国際的に承認された食品添加物および酵素との調和を図る。
- 日・EU EPA のもとで恩恵を受けているいくつかの製品を農畜産業振興機構 (ALIC) が輸入しなければならないようなシステムを廃止する。

BRTは以下のように考えている。

- 欧州の承認および試験結果の承認が増加すれば、日本の消費者はより種類豊富で安い欧州製品の恩恵を受けられる。

WP-1 / #09* / E to J

自主検定およびリスクアセスメント

生産サイクルが短縮されたことに伴い、リスクアセスメントと自主検定がますます普及してきた。これは市場に製品を導入するまでの時間を短縮すると同時に、企業が適正な責任を負うことを保証するためである。自主検定は日本でも用いられているが、政府または第三者の承認が必須とされることが多い。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 人命、動物および植物の保護に十分な配慮が払われることを保証しつつ、自主検定の利用を拡大する。

WP-1 / # 10* / E to J 自動車

軽自動車とその他の自動車は、租税、保険および駐車規則の面で相変わらず異なる取扱いを受けている。経済産業省（METI）と日本自動車工業会（JAMA）は、課税における格差レベルを1：2に縮小することを提案したが、現時点で軽自動車とサブコンパクトカーの基本的な税率の差（1：3.3）は受け入れがたいほど大きく開いたままである。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 軽自動車とその他の乗用車を税と規制の両面で同じ条件下に置く。

WP-1 / # 11* / E to J 運送・物流

BRTは、WP-A/#03/EJ to EJに関連して、BRTは日本に対し、運送業者、通関業者、輸入業者を問わず、これら事業者に対して実質的な利点がもたらされるよう、認定事業者（AEO）制度の改定を提言する。さらに、企業が認定事業者（AEO）のステータスに本当に魅力を感じられるよう、事務負担を軽減する必要がある。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 検疫関連規則が適用される製品については、保税倉庫を最初の寄港地として取り扱えるようにする。
- 海上輸送については電子荷渡指図書の使用を促進する。
- 現在、多くの日本企業は大手企業を含め、未だにファックスと書類による発注を使用していることから、物流業界のデジタル化を先頭に立って推進する。
- スマートボックスをコンテナの一部とすることを許可する。これを貨物の一部として申告しなければならないのは日本のみである。このため、スマートボックスの輸入申告を行わなければならない。

BRTは以下のように考えている。

- よりシームレスでフレキシブルな輸送セクターは、貿易全体の流れに好影響を与え、EPAが提供する市場へのアクセスの向上をますます促進するだろう。

WP-1 / # 12* / E to J EPAの遡及的適用

日本の多くの輸入業者は、EPAが提供する優遇措置の活用を苦慮している。これは日本の税関が追加的情報を要求するためである。多くの場合、この情報は機密情報であるか、あるいは輸入業者が別の理由で所持していない、または、輸入は時間的制約があることから輸入業者は不足情報提供で生じる遅延リスクを取りたくない。残念ながら、こうした理由により、協定外で製品を輸入することを選択し、WTOの定める関税を納付する企業もある。日本の税関が追加情報の提出を義務付けないと発表したことに伴い、現在は同じ製品の輸入が可能になっているはずである。EUは従来、遡及的適用を行っているが日本はそうではない。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- EU を原産地とする製品が当初意図された通り協定を利用できるように、協定の遡及的適用を認める。

WP-1 / # 13* / E to J 航空機

羽田D滑走路の重量制限は、欧州製航空機の使用を妨げる障害であり、羽田空港の国際線発展拡大を阻む障害でもある。これらの重量制限を再検討し、エアバス製A380やA350等の新型・大型航空機の運用を可能にすべきである。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- これらの重量制限を再検討し、エアバス製 A380 や A350 等の新型・大型航空機の運用を可能にする。これは、A380（コード F 航空機）と同じカテゴリーに属する 747-8i の承認に合わせてなされるべきである。

BRTは以下のように考えている。

- 訪日観光客が増加している。ラグビー・ワールドカップや 2020 年オリンピックの影響で訪日観光客はさらに増加する。発着枠（スロット）を増やすことは難しいため、大型航空機はこれらの問題の克服に重要な役割を果たすだろう。

WP-1 / # 14 / E to J 財務報告

財務報告に違いがあるため、企業はいくつもの財務報告書の作成を強いられることが多い。特に多国籍企業の場合はそれが言える。

BRTは日本政府および企業会計基準委員会（ASBJ）に対し以下の点を求める。

- 日本の会計基準（JGAAP）と国際会計基準の調和を果たし、面倒な調整の手間を減らすことを優先する。
- 税法と会社法の調整を検討し、2つの法律がより密接に結びつくように財務報告の統一を促進する。それにより、企業は上述した財務報告の整合がもたらすメリットを享受しながら、現在の税制上の便宜を維持することができる。

BRTは以下のように考えている。

- これはコスト削減とデータの透明性・正確性の向上に貢献すると同時に、財務諸表の比較可能性を改善することによって日本金融市場の魅力を高めることにつながる。

EU に対する日本産業界からの提言

WP-1 / # 15 / J to E 化学品規制

REACH

BRT は EU 政府に対し以下の点を求める。

- 現在、欧州委員会で協議中の REACH 規則の見直しにおいて、ポリマ登録制度が検討されているとのことだが、このポリマ登録については、他国の制度と同様、人健康や環境への懸念の高いポリマのみを登録し、低懸念ポリマは登録免除する制度にする。
- 低懸念ポリマの判断においては、科学的に合理的な基準とすべきである。
- 今回、ポリマ自体の登録制度を導入するのを契機に、ポリマ輸入時の構成モノマ登録制度を廃止する。

BRT は以下のように考えている。

- EU 域外からポリマを輸入する際に事業者には義務づけられている構成モノマの登録制度は、EU 域内からポリマを調達する場合には不要であり、不公平な制度である。特に、EU 域外の調剤メーカーは、自らポリマを製造せず、サプライヤーから購入して調合することが多く、登録に必要な各種のモノマ情報をサプライチェーンに遡って入手するための作業負担が重く、一種の非関税障壁となっている。

BRT は EU 政府に対し以下の点を求める。

- EU 政府は、他国の化学品管理法へのデータ活用のためのルールやガイドラインの策定等、REACH 登録データを全世界の化学品管理法等に活用する国際的な取り組みを先導し、推進すべきである。

BRT は以下のように考えている。

- REACH 登録のために取得された物性・有害性データを他国の化学品管理法に基づく登録等に活用することは、人健康・環境の保護のためには重要である。更に、データ取得のための試験の重複を回避できることや動物を用いた有害性試験の重複回避による動物愛護にも有意義である。しかし、最近の韓国化評法に基づく登録対象既存化学物質の登録を例にすれば、REACH 登録データ所有者と韓国化評法の代表登録者との交渉が難航して、やむを得ず独自に試験を実施してデータを取得した等、問題となるケースも生じている。交渉相手が明確でないことや適正な費用の負担に関するルールがないのが現状である。

BRTはEU政府に対し以下の点を求める。

- REACH規則等のEU化学品規制の実施において、英国のEU離脱の影響を最小限に緩和する。
- 英国の合意なきEU離脱により、REACHからも同時に離脱することになる場合に備え、唯一代理人の変更手続のための猶予期間を設ける等の救済措置の設定を要請する。

BRTは以下のように考えている。

- 英国のEU離脱を間近にした現状下において、在英国法人を唯一代理人に指名しているEU域外企業から、英国外のEU域内法人に唯一代理人を変更するための依頼が殺到している。その結果、当初、EU離脱期限までに上記作業が終了すると表明していた在英国唯一代理人が、そのことを確約できない事態まで発生しており、EU域外企業にとっては、離脱日までに唯一代理人の変更が完了しない懸念が生じている。

内分泌かく乱物質

BRTはEU政府に対し以下の点を求める。

- 内分泌かく乱物質と疑われる化学物質をSVHCに指定する場合は、その判断をより慎重に行う。
- 内分泌かく乱作用に関する用量と有害影響に関わる問題を解決するための取り組みを、具体的な期限に定めて進めるべきである。

BRTは以下のように考えている。

- 内分泌かく乱物質については、2019年1月にSVHCに指定された3-ベンジリデンカンファーのように、ある一部の生物に対し内分泌系への作用による有害影響が確認されたとの理由で、人や環境生物に有害影響をもたらす懸念のある内分泌かく乱物質とみなされ、後述の未解決の問題があるものの、SVHCに指定されるケースが見られる。一方、市場では、SVHCに指定された場合、将来、認可対象物質に指定される可能性を見越して、実際の影響の程度が明らかとなる前に市場から物質が排除される傾向にある。
- 内分泌かく乱による有害影響の閾値は存在するか否か、閾値は測定可能か否か等、内分泌かく乱作用に関する用量と有害影響に関わる問題は未解決なままである。

欧州特定有害物質使用制限指令 (RoHS)

BRTはEU政府に対し以下の点を求める。

- RoHS 指令と REACH 規則の運用における調和・一貫性を今後とも堅持し、以前に解釈が割れて問題となった成形品中の SVHC 濃度判定基準のように、サプライチェーンでの対応に混乱を生じないように、事前の確認・調整に配慮すべきである。

ナノマテリアル

BRT は EU 政府に対し以下の点を求める。

- ナノフォームに該当する物質の登録文書への記載事項を新たに規定した REACH 付属書の施行時期（2020 年 1 月 1 日）については、付属書で求められているナノフォームに関する評価試験法、ツール等が整備途上であることを考慮し、事業者が付属書に定められた要件を満たし、信頼性のある安全性評価を実施できるまでの合理的期間の後まで延期すべきである。

BRT は以下のように考えている。

- 付属書で求められているナノフォームに関する評価試験法、ツール等は整備途上である。

WP-1 / # 16 / J to E 共通連結法人課税標準（CCCTB）

- BRT は EU 政府に対し、第一段階の CCCTB 案の導入後速やかに、第二段階の CCCTB 案を採択するよう強く要請する。企業が受けられる恩恵の多くは、主に第二段階に存在すると BRT は考えるからである。
- 理事会において CCCTB に関する提案を検討するにあたり、加盟国が単純で理に適った税制を維持し、成長と投資の促進に重点を置くことを BRT は期待する。
- 連結なしの共通法人課税標準（CCTB）／共通連結法人課税標準（CCCTB）の提案に関して加盟国が合意することが困難な場合は、CCCTB を支持する加盟国が CCCTB を先に実施できるよう協力手続きをさらに速めることを BRT は提案したい。
- BRT は、全世界の国々が目指すような、世界のベストプラクティスと位置付けられる法人税制を立ち上げるよう EU に働きかける。

WP-1 / # 17 / J to E 持続可能な欧州の未来

持続可能な開発目標（SDGs）および企業の社会的責任（CSR）／責任ある企業行動（RBC）に関する政策

BRTはEU政府に対し以下の点を求める。

- 持続可能な開発目標（SDGs）／企業の社会的責任（CSR）をEUの政策策定と一体化し、SDGs/CSRの取込みをいかにして推進するかに関する政策議論においてリーダーシップを取るとともに、好影響を最大化し、悪影響を緩和するための措置を個々にだけでなく全体としても推進する。
- 「SDGsに関するマルチステークホルダー・プラットフォーム」を超える開かれたプラットフォームを構築する。欧州委員会は、「SDGsに関するEUマルチステークホルダー・プラットフォーム」を超えた対話とコンサルテーションを開始すべきである。日本は、特に二者間EPAに基づく包括的パートナーシップのもとでEUの重要なパートナーとして位置づけられる。これは、日本とEUの間でベストプラクティスを交換するためだけでなく、2つの地域と全世界において未来の政策の道筋に関する意見を集める上でも特に有益である。欧州委員会成長総局（DG GROW）と経済産業省（METI）が「EU・日本産業政策対話」内に立ち上げた専門ワーキング・グループの一つである「EU・日本CSRワーキング・グループ」は、他のマルチステークホルダー・メカニズムを補完する重要な二者間プラットフォームとして機能しうる。
- 土台から作り直すのではなく、過去の経験に立脚するよう注意すべきである。すなわち、EUの企業の社会的責任（CSR）／責任ある企業行動（RBC）政策に沿って、企業とステークホルダーが参加する、持続可能性に関する枠組みと協力プラットフォームが多数存在する。我々は、CSR/RBCの分野におけるこれらの全体的成果に注目し、個々のSDGsに集中的に取り組み、ベストプラクティスを発見し、SDGs達成のための将来のイノベーションと協調に向けて知識を共有すべきである。

BRTは以下のように考えている。

- 1月30日に発表された欧州委員会のリフレクション・ペーパー「2030年までに持続可能な欧州の実現を目指して（Towards a Sustainable Europe by 2030）」は、次回委員会がこの作業を推進し、全体として一貫した持続可能性政策と安定したビジネス環境を保証するという面で、我々が待ち望んでいた機運を呼び起こした。

責任あるサプライチェーンマネジメント

BRTはEU政府に対し以下の点を求める。

- EU特有の条件を取り入れるのではなく、リスクベース・アプローチをとる、国際的に認められた枠組みをEU域内で推進する。世界的に首尾一貫した枠組みは、企業がグローバルなアプローチを取ると同時に各地域で有意義なアクションを起こすための前提条件である。このような枠組みとしては、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」や「OECD多国籍企業行動指針」等が挙げられる。

- 現場の根本的問題に効果的に対処するため、国や地域間のガバナンス・ギャップの解消に向けてリーダーシップを取る。産業界の取組みだけでは、こうした地域からの責任ある製品・サービスの調達が保証されないことをBRTは認識している。各国政府が関与し、協力することが重要である。その意味でEUの外交は重要な役割を果たす。BRTはステークホルダーとの対話とステークホルダーの参加を支持する。それは、さまざまな文化と制度を跨いだ協力を推進し、企業と社会にとっての価値を創出するための最善策である。
- 責任あるサプライチェーンを形成するよう企業に働きかける環境をつくる。EUは、厳格な枠組みを作るのではなく、競争を促し、価値を創出するサプライヤー・ネットワークを育て、有効なマネジメントプロセスを実践するために企業が努力していることを認識すべきである。

開示と透明性

BRTはEU政府に対し以下の点を求める。

- 企業が投資家とステークホルダーの信頼を深めるための、同等に価値のある手段として対話を強調し、対話をPDCA（計画・実行・評価・改善）マネジメントサイクルに組み込むことによって企業の社内実務の改善を活用する。対話は、リスクマネジメントとイノベーションの文化を育てるための強力な手段である。対話を通じて、さまざまな文化の企業が起こりうる将来のリスクについて意見を交換し、協力の機会を探ることができる。
- 非財務報告がコンプライアンスの精神を育てる管理ツールではなく、企業と投資家が価値創出プロセスについて話し合う／意見を交換する上で有益なチャネルであると考えられる。情報の開示は、企業が創出する価値を伝えるための重要な手段であり、ステークホルダーの信頼を生み出す可能性を持っている。しかし、マテリアリティは企業によって異なり、事業の性質やトップマネジメントのものの方、企業文化によって左右される。マテリアリティの定義にはさまざまな形があるため、企業は、自社の価値創出を最もよく表わすために何を報告するかを決定する際にフレキシビリティを与えられるべきである。また、情報の内容と受け手を決定する裁量を持つべきである。動きの激しい、変化する環境の中で企業が自社の事業をわかりやすく説明できる唯一の現実的な方法は原則主義的なアプローチである。
- CSR/SDGsを日常業務と一体化し、世界の舞台でよりイノバティブで競争力の高い企業になるための動機付けを企業に与えることによってイノベーションと成長を促す。これには、ステークホルダー、貿易相手国・地域、各国政府およびサプライヤーとの開かれた意見交換が含まれる。
- SDGsへの貢献に関し、EU限定の監視／報告メカニズムを設けて企業に課さない。モニタリングは、企業にとって重要な影響と改善に焦点を当てた場合に有益なツールとなる。EUは単独で行動するのではなく、日本などの諸外国と協調し、幅広く適用可能なモニタリング・メカニズムを形成すべきである。